



宮 崎 県 公 報

平成26年 3 月24日 (月曜日) 第 2575 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定 (自然環境課) 3
○道路の区域の変更 (3 件) (道路保全課) 3

頁

○道路の供用の開始 (3 件) (道路保全課) 4
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 5
○土砂災害特別警戒区域の指定 (") 5

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告 (税務課) 6

公安委員会規則

○警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 6

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 3 月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 (平成18年宮崎県規則第83号) の一部を次のように改正する。
別記様式第 1 号付表 3 及び付表 3 - 2 中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後								
別記		別記								
様式第 1 号 (第 2 条関係)		様式第 1 号 (第 2 条関係)								
[略]		[略]								
付表 6		付表 6								
(表)		(第 1 面)								
共同生活介護事業所 (ケアホーム)、共同生活援助事業所 (グループホーム) の指定に係る記載事項		共同生活援助事業所 (グループホーム) の指定に係る記載事項								
[略]		[略]								
[略]		[略]								
<table border="1"> <tr> <td>居室介護 従業者の 外部委託 の予定</td> <td>有 (月 時間) 無</td> </tr> </table>	居室介護 従業者の 外部委託 の予定	有 (月 時間) 無		<table border="1"> <tr> <td>サービスの提供形態 (該当部分に○)</td> <td>介護サービス (包括型外部サービス利用型)</td> <td>生活支援員の業務の外部委託の予定 有 (月 時間) 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受託居室介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地</td> </tr> </table>	サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス (包括型外部サービス利用型)	生活支援員の業務の外部委託の予定 有 (月 時間) 無			受託居室介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
居室介護 従業者の 外部委託 の予定	有 (月 時間) 無									
サービスの提供形態 (該当部分に○)	介護サービス (包括型外部サービス利用型)	生活支援員の業務の外部委託の予定 有 (月 時間) 無								
		受託居室介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地								
[略]		[略]								
[略]		[略]								
(裏)		(第 2 面)								
共	[略]	共	[略]							
同	グループホーム・ケアホームに供する建物形態	同	グループホームに供する建物形態							
生	①～⑤ [略]	生	①～⑤ [略]							
活	⑥ [略]	活	⑥ [略]							
住		住	⑦一体的に運営するサテライト型住居: か所							

居 ①	
	⑦～⑨ [略]
共 同 生 活 住 居 ②	[略] グループホーム・ケアホームに供する建物形態 ①～⑤ [略] ⑥ [略] ⑦～⑨ [略]
共 同 生 活 住 居 ③	[略] グループホーム・ケアホームに供する建物形態 ①～⑤ [略] ⑥ [略] ⑦～⑨ [略]

居 ①	⑧一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡 を受ける通信機器： ⑨～⑪ [略]
共 同 生 活 住 居 ②	[略] グループホームに供する建物形態 ①～⑤ [略] ⑥ [略] ⑦一体的に運営するサテライト型住居： 　か所 ⑧一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡 を受ける通信機器： ⑨～⑪ [略]
共 同 生 活 住 居 ③	[略] グループホームに供する建物形態 ①～⑤ [略] ⑥ [略] ⑦一体的に運営するサテライト型住居： 　か所 ⑧一体的に運営するサテライト型住居の利用者から連絡 を受ける通信機器： ⑨～⑪ [略]

(第 3 面)

サ テ ラ イ ト 型 住 居 ①	フリガナ 名 称 所 在 地 (郵便番号 ー) 県 郡・市
型 住 居 ①	サテライト型住居に供する建物形態 ①住居区分：アパート、マンション、その他 () ②建物所有者名： ③賃貸借契約の内容：ア 敷金 円 イ 礼金 円 ウ 家賃 (月額) 円 エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 ④住居の利用定員数： 人 ⑤居室の最小床面積： m ² ⑥本体住居の名称： ⑦本体住居との距離： km ⑧利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器： ⑨主たる対象者：身体障害者・知的障害者・精神障害者 ⑩利用料： ⑪その他の費用：
サ テ ラ イ ト 型 住 居 ②	フリガナ 名 称 所 在 地 (郵便番号 ー) 県 郡・市
型 住 居 ②	サテライト型住居に供する建物形態 ①住居区分：アパート、マンション、その他 () ②建物所有者名： ③賃貸借契約の内容：ア 敷金 円 イ 礼金 円 ウ 家賃 (月額) 円 エ 契約期間 オ 賃貸料がない理由 ④住居の利用定員数： 人 ⑤居室の最小床面積： m ² ⑥本体住居の名称： ⑦本体住居との距離： km

	⑧利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器：
	⑨主たる対象者：身体障害者・知的障害者・精神障害者
	⑩利用料：
	⑪その他の費用：
サ	フリガナ
テ	名 称
ラ	所 在 地 (郵便番号 -)
イ	県 郡・市
ト	
型	サテライト型住居に供する建物形態
住	①住居区分：アパート、マンション、その他 ()
居	②建物所有者名：
③	③賃貸借契約の内容：ア 敷金 円 イ 礼金 円 ウ 家賃(月額) 円 エ 契約期間 オ 賃料がない理由
	④住居の利用定員数： 人
	⑤居室の最小床面積： m ²
	⑥本体住居の名称：
	⑦本体住居との距離： km
	⑧利用者が本体住居への連絡に使用する通信機器：
	⑨主たる対象者：身体障害者・知的障害者・精神障害者
	⑩利用料：
	⑪その他の費用：

別記様式第1号付表7及び付表12中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第200号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大平字谷ノ奥 422-1 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年3月24日から平成26年4月7日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字ロクロ	旧	5.1 ~ 59.3	1968.7
			1481番10地先から同郡	新	5.1 ~ 59.3	1968.7

宮崎県知事 河野俊嗣

		同村同大字 字石原1625 番49地先ま で		8.8 ~ 80.5	1495.5
--	--	---------------------------------	--	---------------	--------

宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月24日から平成26年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
29	県道	高原野 尻線	小林市野尻 町東麓字鳥 越2882番 1 地先から同 市同町東麓 字坂ノ上29 62番 4 地先 まで	旧	5.3 ~ 9.4	106.1
					13.3~ 36.2	66.3
			新	13.3~ 38.9	66.3	

宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月24日から平成26年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
218	県道	曾木停 車場線	延岡市北方 町曾木字中 野子1890番 10地先から 同市同町曾 木同字子18 90番11地先 まで	旧	5.5~ 15.0	49.0
				新	7.7 ~ 18.8	49.0

宮崎県告示第 204号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月24日から平成26年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字ロクロ 1481番10地 先から同郡 同村同大字 字石原1625 番49地先ま で	平成26年 3 月26日

宮崎県告示第 205号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月24日から平成26年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
29	県道	高原野 尻線	小林市野尻 町東麓字鳥 越2882番 1 地先から同 市同町東麓 字坂ノ上29 62番 4 地先 まで	平成26年 3 月24日

宮崎県告示第 206号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成26年 3 月24日から平成26年 4 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
218	県道	曾木停 車場線	延岡市北方 町曾木字中 野子1890番 10地先から 同市同町曾 木同字子18	平成26年 3 月24日

90番11地先
まで

宮崎県告示第 207号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	第二西市沢	10- 428- 1- 031	土 石 流
	下の迫川	10- 428- 1- 032	土 石 流
	宮野浦川	10- 428- 1- 033	土 石 流
	東 沢	10- 428- 1- 034	土 石 流
	第一西市沢	10- 428- 2- 034	土 石 流
	第一美々地沢	10- 426- 1- 007	土 石 流
	第二美々地沢	10- 426- 1- 008	土 石 流
	第三美々地沢	10- 426- 1- 009	土 石 流
	桶子谷川	10- 426- 1- 010	土 石 流
	波帰谷川	10- 426- 1- 011	土 石 流
	宮野浦	I- 1- 1762 I- 1- 3715	急傾斜地の崩壊
	穂 本	I- 1- 1763	急傾斜地の崩壊
	小 谷	I- 1- 1764	急傾斜地の崩壊
	殿ヶ原	I- 1- 2248	急傾斜地の崩壊
	小谷第2	I- 1- 2249	急傾斜地の崩壊
	松 崎	I- 1- 1659	急傾斜地の崩壊
楨 峰	I- 1- 1660 I- 1- 3685	急傾斜地の崩壊	

波帰第1	I- 1- 1661	急傾斜地の崩壊
波帰第2	II- 1- 1662	急傾斜地の崩壊
長 野	I- 1- 1663	急傾斜地の崩壊
美々地	I- 1- 2204	急傾斜地の崩壊
楨 峰 2	II- 1- 7664	急傾斜地の崩壊
美々地1	II- 1- 7665	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 208号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	第二西市沢	10- 428- 1- 031	土 石 流
	下の迫川	10- 428- 1- 032	土 石 流
	宮野浦川	10- 428- 1- 033	土 石 流
	第一西市沢	10- 428- 2- 034	土 石 流
	第一美々地沢	10- 426- 1- 007	土 石 流
	第二美々地沢	10- 426- 1- 008	土 石 流
	桶子谷川	10- 426- 1- 010	土 石 流
	波帰谷川	10- 426- 1- 011	土 石 流
	馬峯谷川	10- 426- 1- 012	土 石 流
	宮野浦	I- 1- 1762 I- 1- 3715	急傾斜地の崩壊
	穂 本	I- 1- 1763	急傾斜地の崩壊
	小 谷	I- 1- 1764	急傾斜地の崩壊

殿ヶ原	I-1-2248	急傾斜地の崩壊
小谷第2	I-1-2249	急傾斜地の崩壊
松崎	I-1-1659	急傾斜地の崩壊
楨峰	I-1-1660 I-1-3685	急傾斜地の崩壊
波帰第1	I-1-1661	急傾斜地の崩壊
波帰第2	II-1-1662	急傾斜地の崩壊
長野	I-1-1663	急傾斜地の崩壊
楨峰2	II-1-7664	急傾斜地の崩壊
美々地1	II-1-7665	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び延岡土木事務所に備えて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成26年3月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類
50ℓ券2枚
- 用途
木材加工業
- 記号及び番号
50ℓ券F 3302202、F 3302203
- 有効期間
平成26年1月9日から平成26年7月8日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
有限会社山元石油店
- 紛失年月日
平成26年2月21日

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

宮崎県公安委員会規則第6号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和40年宮崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,179円</u> とし、朝食 <u>329円</u> 、昼食及び夕食 <u>425円</u> を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。	警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,201円</u> とし、朝食 <u>335円</u> 、昼食及び夕食 <u>433円</u> を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。